

入札心得

(入札の実施等)

- (1) 入札参加者は、仕様及び条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書及び委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印しなければならない。
- (3) 入札書は、「○回目」という部分が空白になっているため、回数の数字を記入すること。
- (4) 入札金額は、月額賃貸借料金及び保守料金で算出し、入札金額は、1円未満は切り捨てること。(例 12,345円60銭 ⇒ 12,345円)
- (5) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、落札後にその金額に10%を加算して契約する。
- (6) 落札に至らなかった場合は、再度入札を3回まで行うため、入札当日は2回目及び3回目の分を準備すること。
- (7) 委任状には、法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (8) 代理人が入札に参加する場合は、入札を行う前に委任状を提出しなければならない。
- (9) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札書は、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (12) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (13) 入札執行回数は、3回までとする。
- (14) 入札の際に提出された書類は、返却しない。

(入札の無効)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 那覇市公告第874号(令和8年3月10日)「9 入札の無効に関する事項」各号に該当する入札
- (2) 代理人が行う入札において、委任状及び入札書の代理人氏名、押印を欠く入札
- (3) 明らかに談合と認められる入札
- (4) 仕様を満たさない機種で行われた入札

(落札者の決定等)

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者に

より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、その他の者を落札者とすることができる。

- (2) 落札となるべき同額の入札を行った者が2者以上いる場合は、直ちに、当該入札を行った者にくじ引かせて落札者を決定する。
- (3) くじ引きにより落札者を決定する場合は、落札となるべき同額の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することができない。この場合において、当該入札を行った者にくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

(入札の取りやめ)

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 辞退により、入札の執行前に入札しようとする者が1人となったとき、又は無効により、有効の入札者が1人のときは、当該入札を取りやめることがある。

(入札の辞退)

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(その他入札に関し必要な事項)

- (1) 那覇市公告第874号（令和8年3月10日）「12 その他入札に関し必要な事項」各号を参照